

告示

埼玉県告示第千三百六十四号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十条第一項の規定による処分をしたので、同条第五項の規定により、公告する。

平成二十七年十二月四日

埼玉県知事 上田清司

一 処分をした年月日

平成二十七年十二月一日

二 処分を受けた建築士の氏名、建築士の別及び登録番号

氏名	建築士の別	登録番号
小林 夏樹	二級建築士	埼玉県知事登録第一三〇二八号
花輪 薫	二級建築士	埼玉県知事登録第一四二二九号
田村 昇二	二級建築士	埼玉県知事登録第一六二二九号
吉岡 康成	二級建築士	埼玉県知事登録第二二七九九号
武井 和宏	二級建築士	埼玉県知事登録第二五三九五号
齊木 泰光	二級建築士	埼玉県知事登録第二三二八五号
吉田 雄二	二級建築士	埼玉県知事登録第二七〇六一号

三 処分の内容

戒告

四 処分の原因となった事実

建築士法第二十二条の二に規定する講習を期限内に受講しなかった。